

介護・国保・後期高齢者 保険料（税）の特別徴収

目次

第1章 総則	1
1. 目的	2
2. 用語の定義	3
3. 特別徴収に係る事務の概要	6
第2章 年金保険者との情報交換に係る通知の概要	9
1. 通知の種類	10
2. 特別徴収対象者の通知	11
3. 特別徴収（追加）依頼の通知	16
4. 特別徴収（追加）依頼処理結果の通知	19
5. 特別徴収結果の通知	21
6. 特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知	23
参考 各種通知の通知時期	32
第3章 国保及び後期高齢の特別徴収導入について	33
1. 特別徴収対象者の通知	34
2. 特別徴収依頼の通知	35
3. 特別徴収依頼処理結果の通知	37
4. 特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び 特別徴収各種異動処理結果の通知	39
第4章 国保連合会における取扱いについて	40
1. 国保連合会における伝送時の取扱いについて	41
2. 国保連合会における磁気媒体の取扱いについて	42
3. 国保連合会におけるエラーの取扱いについて	44
4. 保険料（税）の年金からの特別徴収に係るスケジュール	46

第1章 総則

1. 目的

この事務処理要領は、現在行われている介護保険料の特別徴収に加え、平成20年4月から国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始されることに伴い、市町村と年金保険者との間の特別徴収に必要な通知の授受（以下「情報交換」という。）に係る事務処理を円滑に行うことを目的として作成したものです。

2. 用語の定義

用語	定義
市 町 村	普通地方公共団体たる市町村及び特別地方公共団体たる特別区のこと。
広 域 連 合	特別地方公共団体たる広域連合のこと。
年金保険者	公的年金保険者のうち、社会保険庁長官（旧農林漁業団体職員共済組合を含む。）、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団のこと。
特 別 徴 収	老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金給付（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする年金保険者に保険料（税）を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料（税）を納入させること。
基 準 日	年金保険者が、老齢等年金給付を受けている65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）のうち、年金額が18万円以上の者を年金受給者原簿から抽出する際の基準となる厚生労働大臣が定める日のこと。
特別徴収対象者	基準日において、特別徴収の対象となる老齢等年金給付を受けている65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）のうち、年金額が18万円以上の者のこと。
特別徴収追加候補者	特別徴収対象者のうち、4月1日以外の基準日において抽出された者のこと。
特別徴収対象被保険者	年金保険者が市町村に通知した特別徴収対象者のうち、特別徴収の方法により保険料（税）を徴収することが適当であると市町村が認めた者のこと。
適 用 除 外	<p>障害者支援施設に入所している者その他特別な理由がある者で厚生労働省令で定める者は、介護保険の被保険者としなないこと。（介護）</p> <p>生活保護法による保護を受けている世帯に属する者その他特別な理由がある者で厚生労働省令で定める者は、後期高齢者医療の被保険者としなないこと。（後期高齢）</p> <p>他の保険者に属する者、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者、国民健康保険組合の被保険者その他特別な理由</p>

	がある者で厚生労働省令で定める者は、国民健康保険の被保険者としなないこと。(国保)
特 別 事 情	災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料(税)を徴収することが著しく困難であると認める者及び特別徴収対象者の通知に係る被保険者が少ないことその他の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。
住所地特例	住所地特例対象施設に入所等をするため、現住所地市町村の区域外(後期高齢は広域連合の区域外)にある当該施設の所在地に住所を変更した場合においては、変更前の住所地市町村(後期高齢は広域連合)の被保険者となること。
年 次	情報交換のうち、年1回のサイクルで行うものこと。 具体的には、年金保険者から市町村への特別徴収対象者の通知、市町村から年金保険者への特別徴収依頼の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収依頼処理結果の通知がこれに該当する。
月 次 捕 捉	情報交換のうち、年次以降2ヶ月に1回のサイクルで行うものこと。具体的には、年金保険者から市町村への特別徴収追加候補者の通知、市町村から年金保険者への特別徴収追加依頼の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収追加依頼処理結果の通知がこれに該当する。
定 期	情報交換のうち年金の定期支払月(偶数月)の翌月に行う特別徴収結果の通知のこと。
月 次	情報交換のうち、月1回のサイクルで行うものこと。 具体的には、市町村から年金保険者への特別徴収各種異動の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収各種異動処理結果の通知がこれに該当する。
支払回数割保険料(税)額	特別徴収の方法により徴収する保険料(税)額から、当該年の4月1日から9月30日までの間に徴収される保険料(税)額の合計額を控除して得た額を、当該年の10月1日から翌年3月31日までの間における特別徴収の対象となる老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額のこと。

仮徴収	当該年の4月1日から9月30日までの間に支払われる特別徴収の対象となる老齢等年金給付から保険料(税)を徴収すること。
1/2判定	介護の支払回数割保険料額と国保の支払回数割保険料(税)額又は介護の支払回数割保険料額と後期高齢の支払回数割保険料額の合算額が、特別徴収対象年金給付を支払の回数で除して得た額の1/2を超えるか否かを市町村が確認すること。1/2を超えた場合は、後期高齢又は国保の保険料(税)を普通徴収の方法によって徴収することとなる。
仮徴収額	当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料(税)額のこと。
介護原簿	年金保険者が管理する、介護保険料の特別徴収に関する年金受給者の情報が収録された原簿のこと。
国保原簿	年金保険者が管理する、国民健康保険料(税)の特別徴収に関する年金受給者の情報が収録された原簿のこと。
高齢者原簿	年金保険者が管理する、後期高齢者医療保険料の特別徴収に関する年金受給者の情報が収録された原簿のこと。
年金受給者原簿	介護原簿、国保原簿及び高齢者原簿の総称
介護被保険者台帳・保険料納付原簿	市町村が管理する、介護保険の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
国保被保険者台帳・保険料(税)納付原簿	市町村が管理する、国民健康保険の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
後期高齢被保険者台帳・保険料納付原簿	市町村が管理する、後期高齢者医療の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
経由機関	年金保険者との情報交換の際、事務の効率化の観点から経由させる機関で、「国保中央会」及び「国保連合会」のこと。具体的な情報交換の流れは、年金保険者→国保中央会→国保連合会→市町村、又は、市町村→国保連合会→国保中央会→年金保険者となる。

3. 特別徴収に係る事務の概要

(1) 情報交換の概要

- ① 市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者（特別徴収追加候補者）情報に基づいて決定した、特別徴収対象被保険者及び支払回数割保険料（税）額等を年金保険者へ通知し、介護、国保、後期高齢の保険料（税）の年金からの特別徴収を依頼します。
- ② 年金保険者は、市町村からの依頼に基づき特別徴収処理を行い、当該処理結果を市町村へ通知します。また、徴収した介護、国保、後期高齢の保険料（税）を市町村へ納入します。

(2) 経由機関における情報交換に係る事務の概要

市町村は、年金保険者に介護、国保、後期高齢の保険料（税）を特別徴収させるため、年金保険者との間において経由機関を通じて情報交換を行います。

① 年金保険者→経由機関→市町村

年金保険者から市町村への特別徴収に係る通知については、各年金保険者からの情報を経由機関において市町村ごとに分割し、各市町村へ通知します。

② 市町村→経由機関→年金保険者

市町村から年金保険者への特別徴収に係る通知については、市町村が作成した特別徴収依頼情報を、経由機関において集約し、各年金保険者へ通知します。

なお、各年金保険者において、市町村からの通知に基づき所要の処理を行います。

(3) 各種通知の概要

年次（月次捕捉による特別徴収追加候補者の通知を含む。）

① 特別徴収対象者又は特別徴収追加候補者の通知

（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収対象者を抽出し、当該情報を経由機関を通じて当該年の5月31日までに市町村へ通知します。

また、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収の対象となる追加候補者を抽出し、当該情報を基準日の属する月の翌々月の10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

② 特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼の通知

（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者情報又は特別徴収追加候補者情報を基に、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る保険料（税）額を決定し、当該情報を当該年の7月31日（特別徴収追加候補者情報が通知された場合にあつては、年金保険者から通知された月の翌々月の20日）までに経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

また、年金保険者から通知された対象者のうち特別徴収依頼を行わない者についてもその旨を通知します。

③ 特別徴収依頼処理結果又は特別徴収追加依頼処理結果の通知

（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼情報を基に介護・国保・高齢者原簿を創成（更新）し、当該処理結果の情報を当該年の9月30日（特別徴収追加依頼情報が通知された場合にあつては市町村から通知された月の翌々月の10日）までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

定期

○ 特別徴収結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、年金の定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報に基づき特別徴収処理を行い、徴収した保険料（税）を年金の定期支払月の翌月10日までに市町村へ納入※します。

また、当該処理結果の情報についても、年金の定期支払月の翌月10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

※ 徴収した保険料（税）は、年金保険者（地共済を除く。）から直接市町村へ

納入します。地共済については、年金保険者である地方公務員共済組合（16組合）が地方公務員共済組合連合会に納入し、当該連合会から市町村へ納入します。

月次

① 特別徴収各種異動の通知（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、特別徴収対象被保険者が死亡・転出等により被保険者資格を喪失した場合、特別事情により特別徴収を中止する場合、仮徴収額を変更する場合※及び住所地特例の該当・不該当となった場合には、当該情報を毎月20日までに経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

※仮徴収額の変更は、4月、5月、6月の通知に限り、取り扱うことができます。

② 特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収各種異動情報に基づき処理を行い、当該処理結果の情報を処理月の翌月（特別徴収各種異動の通知が行われた月の翌々月）10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

※ 通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の直前の開庁日となります。

【参考：月次通知に係る処理サイクル（資格喪失等の処理の場合）】

（例1：通知月が偶数月の場合）

	通知月	特別徴収 中止処理月	特別徴収が中止され る年金の支払月
依頼通知 (市町村→年金保険者)	6月20日まで		
年金保険者における処理		7月	
処理結果の通知 (年金保険者→市町村)	8月10日まで		8月

（例2：通知月が奇数月の場合）

	通知月	特別徴収 中止処理月	特別徴収が中止され る年金の支払月
依頼通知 (市町村→年金保険者)	7月20日まで		
年金保険者における処理		8月	
処理結果の通知 (年金保険者→市町村)	9月10日まで		10月

第2章 年金保険者との情報交換に係る通知の概要

1. 通知の種類

市町村と年金保険者との情報交換は、次の表に示す通知により行われます。

【通知の種類】

項番	サイクル	通知の種類		送付先	
1	年次	特別徴収対象者の通知		年金保険者→経由→市町村	
2		特別徴収依頼の通知		市町村→経由→年金保険者	
3		特別徴収依頼処理結果の通知		年金保険者→経由→市町村	
4	定期	特別徴収結果の通知		年金保険者→経由→市町村	
5	月次	特別徴収各種異動の通知	特別徴収追加依頼の通知	市町村→経由→年金保険者	
6			資格喪失等の通知		
7			仮徴収額変更の通知		
8			住所地特例該当者の通知		
9		特別徴収各種異動処理結果の通知	特別徴収追加候補者の通知		年金保険者→経由→市町村
10			特別徴収追加依頼処理結果の通知		
11			資格喪失等処理結果の通知		
12			仮徴収額変更処理結果の通知		
13	住所地特例該当者処理結果の通知				

経由：経由機関のこと

2. 特別徴収対象者の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収対象者を抽出し、当該情報を当該年の5月31日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

なお、特別徴収追加候補者の通知においては、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、その翌々月の10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 特別徴収対象者の抽出

年金保険者は、当該年の4月1日（基準日）において、65歳以上（国保においては65歳以上75歳未満）であって、年金額18万円以上の次の（3）の年金の支払を受けている者を抽出します。*

* 1つの年金において18万円以上であること。

（年金種別による優先は、（3）にて後述。）

(2) 特別徴収追加候補者の抽出

年金保険者は当該年の6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、その間に年金額18万円以上の年金を受給している（することとなった）者のうち次のいずれかに該当するに至った者を抽出します。

イ) 介護保険

- ① 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上の者
- ② 老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳に達した者（65歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）
- ③ 老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上の者

ロ) 国民健康保険

- ① 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上75歳未満の者
- ② 老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳に達した者（65歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）
- ③ 老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上75歳未満の者

ハ) 後期高齢者医療制度

- ① 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上の者
- ② 老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳又は75歳に達した者（既に特別徴収対象被保険者となっている者を除く。）（65歳又は75歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）
- ③ 老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更※の届出を行った65歳以上の者

※ 資格喪失とはならない広域連合の区域内に属する市町村間の異動を含みます。

(3) 特別徴収の対象となる年金

特別徴収の対象となる老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金（以下「特別徴収対象年金給付」という。）は次のとおりです。

- ① 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法付則第9条の3第1項による老齢年金
- ② 昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- ③ 厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- ④ 昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- ⑤ 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑥ 昭和60年国共済法等改正法第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）並びに昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑦ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑧ 昭和60年地共済法等改正法第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）並びに昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の長期給付等に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑨ 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑩ 昭和60年私学共済法等改正法第1条の規定による改正前の私立学校教職

員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

- ⑪ 船員保険法による障害年金及び遺族年金
- ⑫ 昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- ⑬ 移行農林共済年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑭ 移行農林年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

なお、同一の特別徴収対象被保険者について、2つ以上の年金を受給中の場合は、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料（税）を徴収します。優先順位については【年金保険者による優先】を第1順位、【年金種別による優先】を第2順位とします。

また、年度途中で優先順位の高い年金が裁定された場合であっても、翌年度の9月30日までは、現に徴収している年金からの特別徴収を行います。

* 年金保険者への特別徴収依頼後に、他の年金種別による月次捕捉データが送付されてきた場合は、「非対象者」と設定の上、年金保険者へ通知してください。

地方公務員共済組合連合会では、社会保険庁の特別徴収対象者情報と重複することのないよう、データの突合処理を行っていますが、当該処理は当該捕捉時におけるデータとの突合となります。

既に他の年金保険者から特別徴収されている年金との突合ができないことから、月次捕捉（6、8、10、12、2月捕捉）処理においては、既に特別徴収中である者が新たに特別徴収条件を満たす他制度の年金を受給することとなった場合、通知されることとなります。（社保・地共ともあり得る。）この場合は、市町村側で特別徴収追加依頼情報を通知する際、「非対象者」と設定する必要があります。

- 1. 国民年金法による老齢基礎年金
- 2. 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 3. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 4. 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 5. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保

険法等の一部を改正する法律（平成８年法律第８２号。以下「平成８年改正法」という。）附則第３条第８号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）

6. 国民年金法による障害基礎年金
7. 厚生年金保険法による障害厚生年金
8. 船員保険法による障害年金
9. 旧国民年金法による障害年金
10. 旧厚生年金保険法による障害年金
11. 旧船員保険法による障害年金
12. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成８年改正法附則第３条第８号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
13. 旧国共済法による障害年金（平成８年改正法附則第３条第８号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
14. 国民年金法による遺族基礎年金
15. 厚生年金保険法による遺族厚生年金
16. 船員保険法による遺族年金
17. 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
18. 旧船員保険法による遺族年金
19. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成８年改正法附則第３条第８号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
20. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成８年改正法附則第３条第８号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
21. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第５号に掲げる場合を除く。）
22. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（第１２号に掲げる場合を除く。）
23. 旧国共済法による障害年金（第１３号に掲げる場合を除く。）
24. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（第１９号に掲げる場合を除く。）
25. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（第２０号に掲げる場合を除く。）
26. 移行農林年金退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
27. 移行農林共済年金のうち障害共済年金
28. 移行農林年金のうち障害年金
29. 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
30. 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金

31. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
32. 私立学校教職員共済法による障害共済年金
33. 旧私学共済法による障害年金
34. 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
35. 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
36. 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
37. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
38. 旧地共済法による障害年金
39. 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
40. 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

【参考 1】 特別徴収対象者の抽出について

前年度において特別徴収されなかった者又は転出・特別事情該当等により特別徴収が中止となった者については、当該年度における基準日での特別徴収対象者の抽出は新規者として行われます。

一方、前年度において特別徴収対象被保険者であった者については、当該年度における基準日（4月1日）での特別徴収対象者の抽出は継続者として行います。

したがって、前年度において特別徴収対象被保険者が住所地特例に該当し、市町村から年金保険者へ住所地特例該当者の通知を行い、当該被保険者が年金保険者へ住所変更を行った場合についても、特別徴収が継続されているため、引き続き従前の市町村へ特別徴収対象者の通知を行います。

【参考 2】 社会保険庁と各共済組合（地方公務員共済組合を除く。）との情報交換

社会保険庁は、各共済組合が抽出した特別徴収対象者（又は特別徴収追加候補者）と社会保険庁が抽出した特別徴収対象者（又は特別徴収追加候補者）を同庁において取りまとめ、上記「(3) 特別徴収の対象となる年金」の順に従い、1つの特別徴収対象年金給付を選定し、経由機関を通じて市町村へ通知します。

【参考 3】 地方公務員共済組合連合会と市町村との情報交換

特別徴収対象者に係る特別徴収対象年金給付が「(3) 特別徴収の対象となる年金」の36、37、38、39、40に係る退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金の場合の地方公務員共済組合と市町村との情報交換は、地方公務員共済組合連合会を経由したうえで、経由機関を通じて市町村へ通知します。

この際、他の年金保険者による老齢等年金給付を受けている場合は、原則抽出対象とはなりません。（13頁 ＊書き参照。）

3. 特別徴収（追加）依頼の通知（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者（又は特別徴収追加候補者）情報を基に特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を決定し、当該情報を当該年の7月31日（特別徴収追加候補者にあつては情報が通知された月の翌々月の20日）までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

(1) 特別徴収対象被保険者の特定

市町村は、市町村が管理する被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報（又は特別徴収追加候補者情報）を突合し、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を決定します。

(2) 特別徴収依頼の通知（特別徴収追加依頼の通知）

市町村は、経由機関を通じて、特別徴収依頼情報（又は特別徴収追加依頼情報）を当該年の7月31日（特別徴収追加候補者にあつては情報が通知された月の翌々月の20日）までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

【月次捕捉における通知時期】

対象者	年金保険者→市町村 （追加候補者情報）	市町村→年金保険者 （追加依頼情報）	年金からの 特別徴収開始月
6月捕捉	8月10日まで	10月20日まで （2月20日まで）	12月 （4月）
8月捕捉	10月10日まで	12月20日まで （2月20日まで）	2月 （4月）
10月捕捉	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月捕捉	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月捕捉	4月10日まで	6月20日まで	8月

* 6月、8月の捕捉対象者は、市町村の判断で特別徴収の開始時期を選択可能です。（市町村単位）ただし、同一時期の通知に係る介護、国保及び後期高齢の特別徴収開始時期は同時期とします。（開始時期を4月とする場合は、カッコ内スケジュールとなります。）

(3) 留意事項

- ① 市町村において、市町村が管理する被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報（又は特別徴収追加候補者情報）とを突合した結果、特別徴収の対象外と判断した者（国保・後期高齢においては、介護保険料との合算額が対象年金額の1/2を超える場合を含む。）及び本人特定が行えなかった者等についても、特別徴収を行わない旨を年金保険者へ通知します。
- ② 特別徴収追加依頼は、年金保険者から特別徴収追加候補者情報が市町村に通知された月の翌月から可能となります。（6月捕捉の者が8月10日に通知された場合、8月20日に依頼を行うことはできません。）
- ③ 6月、8月の捕捉対象者に係る特別徴収追加依頼については、市町村の判断により特別徴収の開始月を4月（10月捕捉者と合わせて2月20日までに依頼）まで市町村にて待機することを可能としています。ただし、6月捕捉者の開始月を2月にすることはできません。

また、6月、8月の捕捉対象者を4月まで延期する場合は、介護・国保・後期高齢の全制度を延期することとし、かつ、全ての対象者が延期されることとなります。（介護（制度単位）のみや一部の者（被保険者単位）のみを延期することはできません。）
- ④ 市町村において特別徴収対象被保険者として特定した者については、各種金額欄の「金額1」、「金額2」を次のように設定してください。

なお、当該年度の支払回数割保険料（税）額に端数調整が生じない場合は、「金額1」、「金額2」に同じ金額を設定してください。

【「各種金額」欄の設定内容 年次の特別徴収依頼通知の場合】

各種金額欄	設定内容
金額1	端数金額を合算した支払回数割保険料（税）額 （10月の年金定期支払時に特別徴収する額）
金額2	定額の支払回数割保険料（税）額（100円単位） （12月以降の年金定期支払時に特別徴収する額）

- ⑤ 市町村において特別徴収追加対象被保険者として特定した者については、各種金額欄の「金額1」に支払回数割保険料（税）額又は支払回数割保険料（税）額の見込額を算定のうえ設定してください。

なお「金額2」には初期値（全桁0）を設定してください。

【「各種金額」欄の設定内容 特別徴収追加依頼通知の場合】

各種金額欄	設定内容
金額1	定額の支払回数割保険料（税）額の見込額 （100円単位）
金額2	初期値を設定（全桁0）

【注1】

各種金額欄の「金額1」に「0円」を設定した場合、当該年度の10月から次年度の8月までの間については特別徴収が行われないのでご注意ください。

また、支払回数割保険料（税）額欄すべてが100円未満である場合、10月の年金定期支払月の特別徴収において合算することとされており、各種金額欄の「金額1」に合算後の額、「金額2」に「0円」を設定した場合には、当該年度の12月から次年度の8月までの間については特別徴収が行われないのでご注意ください。（なお、10月については「金額1」に設定された額を特別徴収します。）

【注2】

前年度から引き続き仮徴収（4月、6月、8月）が行われており、かつ、特別徴収対象者の通知に収録されていた者で仮徴収期間中に特別徴収各種異動の通知により特別徴収中止となった者については、特別徴収依頼の通知により10月以降の特別徴収の依頼を行うことが可能です。

【注3】

後期高齢における75歳到達者については、介護保険部局より、現在特別徴収されている介護保険の支払回数割保険料額情報を得て、1/2判定を行うこととなります。

【注4】

介護保険の特別徴収対象被保険者として依頼しない者について、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者として依頼した場合は、国保又は後期高齢はエラーとなり、普通徴収対象者となります。また、介護保険の特別徴収依頼が正確に行われずにエラーとなった場合についても、国保又は後期高齢の特別徴収依頼はエラーとなりますのでご注意ください。

4. 特別徴収（追加）依頼処理結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報を基に、介護原簿・国保原簿・高齢者原簿をそれぞれ創成（更新）し、当該処理結果情報を当該年の9月30日（特別徴収追加依頼情報が通知された場合にあっては通知された月の翌々月の10日）までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 介護原簿・国保原簿・高齢者原簿の創成（更新）

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報を基に、介護原簿・国保原簿・高齢者原簿をそれぞれ創成（更新）します。

(2) 特別徴収依頼処理結果の通知

年金保険者は、特別徴収依頼処理結果情報として当該年の9月30日（特別徴収追加依頼処理結果情報にあっては、特別徴収追加依頼情報が通知された月の翌々月の10日）までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

(3) 留意事項

- ① 年金保険者は、経由機関を通じて市町村から通知された者全員に係る処理結果を通知します。なお、対象者は次のいずれかに区分されます。
 - (ア)特別徴収対象被保険者として受理された者
 - (イ)特別徴収非対象者として受理された者
 - (ウ)特別徴収依頼の通知の該当者で、年金給付の状態が失権、差止、支払年金額不足※のいずれかにある者
 - (エ)特別徴収依頼の通知において突合エラーが発生した者

※ 支払年金額不足の場合は以下のとおりとなります。

- A) 当該支払年金が介護保険料と国保保険料（税）の合算額又は介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額には不足するが、介護保険料のみであれば不足しない場合は、介護保険料に係る処理結果は（ア）となり、国保保険料（税）又は後期高齢者医療保険料に係る処理結果は（ウ）となる。
- B) 当該支払年金が介護保険料と国保保険料（税）の合算額又は介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額に不足し、介護保険料のみにも不足する場合は、介護保険料に係る処理結果は（ウ）、国保保険料（税）又は後期高齢者医療保険料に係る処理結果も（ウ）となる。

なお、当該支払年金が減額されたものの、介護保険料と国保保険料（税）の合算額又は介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額を徴収できる

場合であって、支払年金額の1/2を超えることとなった場合は、介護保険料に係る処理結果は（ア）、国保保険料（税）又は後期高齢者医療保険料に係る処理結果も（ア）となり、特別徴収の対象者となる。

② 特別徴収依頼処理結果の通知の「処理結果」欄の設定について

年金保険者は、市町村が作成した情報に対して、「処理結果」欄に次のコードを設定します。なお、「処理結果コード」が「00」以外※の場合は、当該年度の10月から次年度の8月までの間について特別徴収が行えないことから特別徴収結果の通知は行われません。

※ 市町村が特別徴収非対象者として通知した者については、年金保険者から「処理結果コード」が「00」で通知された場合についても、特別徴収は行われません。

【「処理結果」欄の設定内容】

	内容		コード
特別徴収対象被保険者 又は特別徴収非対象者 として受理された者	正常		「00」
年金給付の状態が失権、 差止、支払年金額不足の いずれかに該当する者	失権	失権	「01」
		裁定取消	
	差止	差止	「02」
	支払年金 額不足	支払保留	「03」
担保設定			
その他の年金諸変更			
特別徴収依頼の通知に おいて突合エラーが発 生した者	1レコード内単項目エラー		「50」
	相関エラー		「51」
	原簿突合エラー		「52」

【注1】

介護保険の特別徴収対象被保険者とならないために、国保又は後期高齢の特別徴収依頼がエラーとなる場合（P18【注4】参照）のコードは「51」となります。

5. 特別徴収結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、年金の定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報に基づき特別徴収処理を行い、徴収した保険料（税）を年金定期支払月の翌月10日までに市町村へ納入（指定口座へ入金）します。

また、当該処理結果情報についても、年金定期支払月の翌月10日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 特別徴収処理

年金保険者は、年金定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報を基に、特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を特別徴収の方法により徴収します。

また、徴収した保険料（税）は、年金保険者※が個々に年金定期支払月の翌月10日までに、市町村へ納入（指定口座へ入金）します。

※ 地共済については、年金保険者である地方公務員共済組合（16組合）が地方公務員共済組合連合会に納入し、当該連合会から市町村へ納入します。

(2) 特別徴収結果の通知

年金保険者は、年金定期支払月の翌月10日までに、特別徴収結果情報を経由機関を通じて市町村へ通知します。

(3) 留意事項

① 特別徴収結果の通知の「各種区分」欄の設定について

年金保険者は、各制度の特別徴収結果の通知において、「各種区分」欄に次のコードを設定します。

なお「各種区分」欄のコードが「00」（国保「10」含む。）以外の場合は当該通知の対象となる年金定期支払月から特別徴収は中止となり、次回以降の特別徴収結果の通知は行われません。ただし、国保又は後期高齢の特別徴収結果の通知のみが「00」（国保「10」含む。）以外となり、介護特別徴収結果は「00」であるときは、次回以降も介護の特別徴収結果の通知は継続します。

【「各種区分」欄の設定内容】

	内容	コード
年金の定期支払の際、保険料を差し引いた者	正常	「00」
年金の定期支払の際、保険料を差し引けなかった者	失権	「01」
	差止	「02」
	支払年金額不足	「03」

	特別徴収非該当（他制度による中止）	「05」
特別徴収について疑義のある者	正常（75歳以上で国保特別徴収中）	「10」

② 特別徴収結果情報に収録される通知について

特別徴収結果情報には、各制度に係る「特別徴収結果の通知」のほかに各制度に係る「特別徴収各種異動処理結果の通知」（「特別徴収追加候補者の通知」、「特別徴収追加依頼処理結果の通知」、「資格喪失等処理結果の通知」、「仮徴収額変更処理結果の通知」及び「住所地特例該当者処理結果の通知」）が収録されます。

ただし、「特別徴収結果の通知」は、年金定期支払月の翌月のみの収録となります。

【注1】

特別徴収結果の各種区分「05」通知（特別徴収非該当（他制度による中止））は、国保の特別徴収を継続している75歳以上の者について、後期高齢の特別徴収が開始されたときに、後期高齢の特別徴収を優先させ、国保の特別徴収を中止することを市町村へ連絡するために通知されます。

【注2】

特別徴収結果の各種区分「10」通知（正常（75歳以上で国保特別徴収中））は、国保の特別徴収対象被保険者が75歳に達しても、特別徴収が継続されている（資格喪失等の通知がされていない）場合に、年金保険者から市町村に対して警告するために通知されます。

なお、当該通知がなされた場合であっても、年金保険者側で自動的に国保の特別徴収を中止することとはなりませんので、速やかに資格喪失の通知を提出してください。

6. 特別徴収各種異動の通知（市町村→経由機関→年金保険者）及び特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

市町村は、特別徴収対象被保険者が死亡、転出により被保険者資格を喪失等した場合、特別事情により特別徴収を中止する場合、仮徴収額を変更する場合及び住所地特例の該当・非該当となった場合には、当該情報を毎月20日までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

(1) 特別徴収各種異動の通知

特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失等した場合、市町村は、経由機関を通じて、特別徴収各種異動情報を毎月20日までに年金保険者へ通知します。
なお、特別徴収各種異動情報の種類については次のとおりです。

① 資格喪失等の通知

各制度の特別徴収対象被保険者が次の事由に該当したことにより、当該被保険者に係る特別徴収を中止する場合に通知します。

イ) 介護保険

- ・ 他市町村への転出、死亡の場合（資格喪失）
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において減額とされた場合
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度において増額をされた場合において、支払回数割保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について、普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めた場合
- ・ 以下の事由により、適用除外の対象となる場合
 - (1) 障害者自立支援法第19条第1項の規定による支給決定（同法第5条第6項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設に入所している身体障害者であること
 - (2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所している身体障害者であること
 - (3) 介護保険法施行規則第170条第2項に掲げる施設に入所又は入院していること

- ・ 災害等により特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めた場合

ロ) 国民健康保険

- ・ 他市町村への転出、死亡、国民健康保険法第6条の適用除外に該当する場合（資格喪失）
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料（税）額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において減額とされた場合
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料（税）額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度において増額をされた場合において、支払回数割保険料（税）額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について、普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めた場合
- ・ 国民健康保険法第116条の2に該当する場合（住所地特例）であって、介護保険法第13条（住所地特例）に該当しない場合
- ・ 災害等により特別徴収の方法により保険料（税）を徴収することが適当でないと市町村が認めた場合

ハ) 後期高齢者医療制度

- ・ 他都道府県への転出、死亡、高齢者の医療の確保に関する法律第51条の適用除外に該当する場合（資格喪失）
- ・ 広域連合の区域内において、市町村の区域を越える住所の異動をした場合（徴収市町村変更）
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において減額とされた場合
- ・ 特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度において増額をされた場合において、支払回数割保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について、普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めた場合
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条に該当する場合（住所地特例）であって、介護保険法第13条（住所地特例）に該当しない場合
- ・ 災害等により特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めた場合

② 仮徴収額変更の通知

各制度の当該年度の6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料（税）額（当該年度の前年度の最後に徴収された支払回数割保険料（税）額と同額）が適当でないとし町村（後期高齢者においては後期高齢者医療広域連合）が認め、6月又は8月の年金定期支払月に特別徴収する支払回数割保険料（税）額を変更する場合に通知します。

※ 仮徴収額変更の際は、1/2判定は行いません。

③ 住所地特例該当者の通知

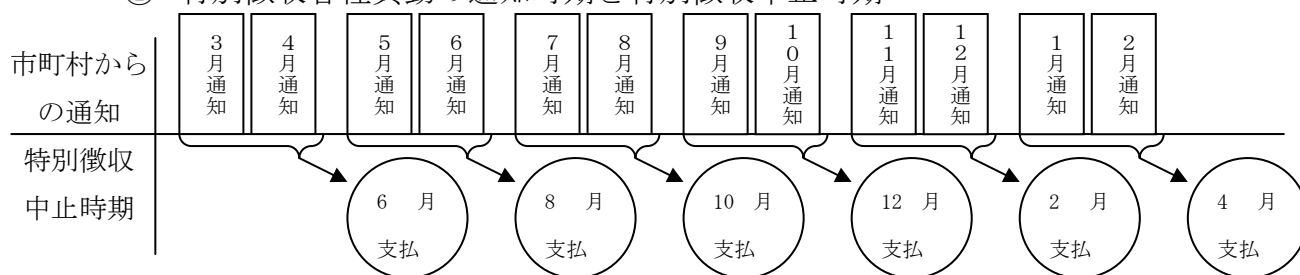
特別徴収対象被保険者が住所地特例の適用を受ける被保険者に該当した場合に通知します。ただし、国保又は後期高齢者において住所地特例の適用を受けるものの、介護保険の資格喪失等に該当する場合には、国保又は後期高齢者も資格喪失等の通知を行います。

(2) 特別徴収各種異動処理結果の通知

年金保険者は、各種異動情報の処理結果を特別徴収結果情報として経由機関を通じて、市町村へ通知します。

(3) 留意事項

① 特別徴収各種異動の通知時期と特別徴収中止時期



【注】

7月の特別徴収各種異動の通知（7月20日提出期限）については、当該年度の特別徴収依頼の通知（年次処理、10月定期支払より有効）の情報を基に異動通知を作成する必要がありますのでご注意ください。

- ② 仮徴収額変更の通知の「各種金額」欄の設定について
 仮徴収額を変更する場合は、各種金額欄の「金額1」「金額2」を次のように設定してください。

【「各種金額」欄の設定内容】

各種金額欄	設定内容
金額1	変更後の仮徴収額
金額2	全桁「0」

また、年金の6月定期支払と8月定期支払における仮徴収額を同額で変更する場合は4月に、8月定期支払における仮徴収額を変更する場合は5月又は6月に仮徴収額変更の通知を提出してください。

なお、6月定期支払と8月定期支払の仮徴収額をそれぞれ別額で変更する必要がある場合は、仮徴収額変更の通知を2回行う必要があります（4月に1回、5月又は6月に1回）。

※ 同一制度における同一者に対し、5月、6月ともに仮徴収額変更の通知が提出された場合は、6月の仮徴収額変更の通知を基に処理します。

	事例	通知時期
例1	8月定期支払のみ変更する場合 (年金定期支払1回分を変更)	5月又は6月に仮徴収額変更の通知を行います。
例2	6月、8月の年金定期支払分を変更する場合 (定期支払2回分を <u>同額</u> で変更)	4月に仮徴収額変更の通知を行います。
例3	6月、8月の年金定期支払分を変更する場合 (定期支払2回分を別額で変更)	4月と、5月又は6月に仮徴収額変更の通知を行います。 (2回)

【注意1】

「金額1」を「0円」と設定した場合、特別徴収を中止の扱いとし、当該通知の処理後の特別徴収は行わないこととなりますので注意してください。また、仮徴収額変更処理結果の通知の「処理結果」欄には「50（1レコード内単項目エラー）」を設定し、市町村に送付します。

【注意 2】

仮徴収額変更の通知において、「金額1」に「0円」を設定し、8月の定期支払月までの特別徴収が中止となった者で、かつ、当該年度において特別徴収対象者の通知が行われた者については、特別徴収依頼の通知により10月の年金定期支払月からの特別徴収を依頼することは可能です。

【注意 3】

後期高齢の仮徴収額変更は、所得の事情その他の事情を勘案して広域連合が定めた額により、市町村が年金定期支払ごとの特別徴収額を決定することとなります。

③ 住所地特例該当者の通知の「市町村コード」欄等の設定について

住所地特例該当者となった場合でも特別徴収の保険者（市町村）は変わらないため、「市町村コード」欄には、年金保険者が収録した市町村コードをそのまま設定してください。

また、「住所」欄については、情報交換キー（本人特定キー）としているため、住所地特例該当者となった場合でも年金保険者が収録した住所をそのまま設定してください。

なお、住所地特例該当者に関する年金保険者からの通知についても、引き続き従前の市町村に行います。（「資格喪失等の通知」等により特別徴収が中止されない限り、翌年度以降の特別徴収対象者の情報についても従前の市町村に通知することとなります。）

- ④ 年金保険者が保有する各制度の原簿の状態と各制度の特別徴収各種異動の通知に係る処理との関係

資格喪失等の通知の場合

原簿の状態	処理	事例
特別徴収継続中	正常処理	ア、ウ
特別徴収中止済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	イ
資格喪失済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	エ

【事例】

- (ア) 原簿上は特別徴収継続中の状態で、市町村から資格喪失等の通知が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。
- (イ) 年金保険者において特別徴収中止事由（失権、差止等）が発生し、既に市町村へ特別徴収中止の旨の通知を行っている状態で、市町村から資格喪失等の通知が提出された場合は、エラーとして処理されます。
- (ウ) 資格喪失等の通知が年金保険者における特別徴収中止事由の発生と同時期に提出された場合（原簿上は特別徴収継続中）は、当該通知に基づき処理を行い、資格喪失等処理結果の通知に処理結果を収録しますが、特別徴収結果の通知には中止情報は収録しません。
- (エ) 年金保険者において市町村からの資格喪失等の通知に基づき資格喪失処理を行った後、再度市町村から資格喪失等の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。

仮徴収額変更の通知の場合

原簿の状態	処理	事例
特別徴収継続中	正常処理	ア、ウ
特別徴収中止済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	イ
資格喪失済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	エ

【事例】

- (ア) 原簿上は特別徴収継続中の状態で、市町村から仮徴収額変更の通知が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。
- (イ) 年金保険者において特別徴収中止事由（失権、差止等）が発生し、既に市町村へ特別徴収中止の旨の通知を行っている状態で、市町村から仮徴収額変更の通知が提出された場合は、エラーとして処理されます。
- (ウ) 仮徴収額変更の通知が年金保険者における特別徴収中止事由の発生と同時期に提出された場合（原簿上は特別徴収継続中）は、当該通知に基づき処理を行い、仮徴収額変更処理結果の通知に処理結果を収録します。
また、特別徴収結果の通知に中止情報を収録します。
- (エ) 年金保険者において市町村からの資格喪失等の通知に基づき資格喪失処理を行った後、市町村から仮徴収額変更の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。

住所地特例該当者の通知の場合

原簿の状態	処理	事例
特別徴収継続中	正常処理	ア、ウ
特別徴収中止済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	イ
資格喪失済 (市町村に通知済)	処理結果コードにエラーコードを設定	エ
特別徴収継続中 (住所地特例該当)	処理結果コードにエラーコードを設定	オ
特別徴収継続中 (住所地特例該当)	正常処理	カ

【事例】

(ア) 原簿上は特別徴収継続中の状態で、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。

(イ) 年金保険者において特別徴収中止事由（失権、差止等）が発生し、既に市町村へ特別徴収中止の旨の通知を行っている状態で、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、エラーとして処理されます。

(ウ) 住所地特例該当者の通知が年金保険者における特別徴収中止事由の発生と同時期に提出された場合（原簿上は特別徴収継続中）は、当該通知に基づき処理を行い、住所地特例該当者処理結果の通知に処理結果を収録します。

また、特別徴収結果の通知に中止情報を収録します。

(エ) 年金保険者において市町村からの資格喪失等の通知に基づき資格喪失処理を行った後、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。

(オ) 既に原簿において住所地特例該当である状態で、市町村から住所地特例該当者の通知が提出された場合は、当該通知はエラーとして処理されます。

また、原簿において住所地特例非該当である状態で、市町村から住所地特例該当者の通知（「各種区分」欄において「02：住所地特例該当解除」）が提出された場合についても、同様にエラーとして処理されます。

(カ) 住所地特例該当である状態で、住所地特例該当者の通知（「各種区分」欄において「02：住所地特例該当解除」）が提出された場合は、当該通知に基づき処理を行います。

* 住所地特例該当解除の処理を行うと、再び同じ市町村に住所地特例該当を設定することはできませんので、ご注意ください。

⑤ 特別徴収各種異動処理結果の通知の「処理結果」欄の設定について

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収各種異動の通知に対して、「処理結果」欄に次のコードを設定します。

ただし、「処理結果コード」が「50」、「51」、「52」の場合は、当該通知に係る処理が行えないことから、従前の原簿の状態を基に、引き続き特別徴収を行うこととなります。

したがって、当該被保険者については、次サイクル以降、再度特別徴収各種異動の通知を提出していただく必要があります。

なお、仮徴収額変更の通知において「金額1」欄を「0円」と設定した場合は処理結果コードに「50（1レコード内単項目エラー）」を設定し特別徴収を中止します。

【「処理結果」欄の設定内容】

コード	内容
「00」	正常
「50」	1レコード内単項目エラー
「51」	相関エラー
「52」	原簿突合エラー

参考 各種通知の通知時期（現在の介護保険における通知時期）

通知の種類		サイクル	通知先	通知時期
特別徴収対象者の通知		年次	年保→経由→市町村	5月31日まで
特別徴収依頼の通知		年次	市町村→経由→年保	7月31日まで
特別徴収依頼処理結果の通知		年次	年保→経由→市町村	9月30日まで
特別徴収結果の通知		定期	年保→経由→市町村	年金の各定期支払月の翌月10日まで
特別徴収各種異動の通知	特別徴収追加依頼の通知	月次	市町村→経由→年保	10月、12月、2月、4月、6月の20日まで
	資格喪失等の通知	月次	市町村→経由→年保	毎月20日まで
	仮徴収額変更の通知	月次	市町村→経由→年保	4、5、6月の20日まで
	住所地特例該当者の通知	月次	市町村→経由→年保	毎月20日まで
特別徴収各種異動処理結果の通知	特別徴収追加候補者の通知	月次	年保→経由→市町村	8月、10月、12月、2月、4月の10日まで
	特別徴収追加依頼処理結果の通知	月次	年保→経由→市町村	12月、2月、4月、6月、8月の10日まで
	資格喪失等処理結果の通知	月次	年保→経由→市町村	毎月10日まで
	仮徴収額変更処理結果の通知	月次	年保→経由→市町村	6、7、8月の10日まで
	住所地特例該当者処理結果の通知	月次	年保→経由→市町村	毎月10日まで

※ 通知先欄の「年保」は年金保険者、「経由」は経由機関のこと

(注1)

市町村又は年金保険者への通知期日を記載したものであり、経由機関への通知の時期はP46を参照してください。

(注2)

通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の直前の開庁日となります。
また、年金の定期支払月の翌月の特別徴収各種異動処理結果の通知については、特別徴収結果の通知と併せて通知します。

第3章 国保及び後期高齢の 特別徴収導入について

1. 特別徴収対象者の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、平成19年10月1日を基準日とし、年金受給者原簿から平成20年4月1日時点において特別徴収対象者となる者を抽出し、当該情報を平成19年12月10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 特別徴収対象者の抽出

年金保険者は、平成20年4月1日時点において65歳以上（国保においては65歳以上75歳未満）であって、平成19年10月1日時点において年金額18万円以上の年金の支払いを受けている者を抽出します。

なお、特別徴収の対象となる年金の種別及び優先順位については、第2章2（3）と同様となります。

(2) 留意事項

- ① 市町村においては、国保又は後期高齢の特別徴収依頼を行う際に、介護保険部局より支払回数割保険料額の情報を得た上で、1／2判定をする必要があります。しかし、19年10月捕捉処理時点において、介護保険システムの改修が完了しておらず、情報が得られない場合等も考えられるため、平成19年10月捕捉に係る国保及び後期高齢の特別徴収対象者情報とともに、年金保険者において管理する介護原簿から介護保険料情報（以下「ダミーレコード」という。）を抽出し、市町村へ通知することとします。市町村においては、当該ダミーレコードを基に1／2判定を行い、特別徴収対象者を判定することができます。
- ② 介護保険の平成19年4月捕捉以降に優先順位の高い年金の新規裁定があった場合であっても、現に介護保険料を特別徴収している年金がある者については、当該年金を、国保又は後期高齢の特別徴収の対象となる年金として通知します。

(3) 介護保険の取扱い

介護保険における平成19年10月捕捉は、通常どおり特別徴収追加候補者の通知となります。したがって、介護保険の特別徴収追加候補者の通知は、12月10日（12月25日）までに年金保険者から市町村へ通知されることとなります。

※ カッコ内は地共済スケジュール

2. 特別徴収依頼の通知（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された国保及び後期高齢の特別徴収対象者情報を基に特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る20年度支払回数割保険料（税）額の見込額※を決定し、当該情報を平成20年1月31日までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

※ 国保：平成19年度保険料（税）額に相当する額より算定
後期高齢：平成18年所得を基に算出した額より算定

(1) 特別徴収対象被保険者の特定

市町村は、市町村が管理する国保又は後期高齢被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報を突合し、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る20年度支払回数割保険料（税）額の見込額を決定します。

(2) 特別徴収依頼の通知

市町村は、経由機関を通じて、国保及び後期高齢の特別徴収依頼情報を平成20年1月31日までに、経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

(3) 留意事項

- ① 介護保険の平成19年10月捕捉との通知時期の違いは以下のとおりとなります。

【平成19年10月捕捉に係る通知時期】※カッコ内は地共済スケジュール

保険制度	年金保険者→市町村 (対象者情報)	市町村→年金保険者 (徴収依頼情報)	年金からの 特別徴収開始月
国保及び後期高齢	12月10日まで	1月31日まで	平成20年4月
介護保険	12月10日まで (12月25日まで)	2月20日まで (2月25日まで)	平成20年4月 (同上)

- ② 平成20年4月から介護保険の特別徴収開始となる者は、通知スケジュールの違いから、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とすることはできません。ただし、平成20年2月までに年金からの特別徴収が行われている者については、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とすることができます。

なお、介護保険において平成20年4月から特別徴収開始となる者について国保又は後期高齢に係る特別徴収依頼の通知を行った場合は、年金保険者側でエラーとなり、国保又は後期高齢の平成20年4月からの特別徴収は行われません。

- ③ 市町村において国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者として特定した者については、各種金額欄の「金額1」に4月、6月、8月の20年度支払回数割保険料（税）額の見込額を算定のうえ設定してください。最初の納期に合算する端数処理は行わないため、特別徴収額はすべて100円単位とする必要があります。

なお、「金額2」には初期値（全桁0）を設定してください。

【各種金額欄の設定内容

各種金額欄	設定内容
金額1	定額の支払回数割保険料（税）額の見込額 （100円単位）
金額2	初期値を設定（全桁0）

【注1】

20年度支払回数割保険料（税）額の見込額は、100円未満を切り捨てて得た額となります。

- ④ 平成19年10月1日の基準日以降に市町村を越える異動をした者及び老齢等年金給付の新規裁定がなされた者については、年金保険者からの特別徴収対象者の通知に含まれないため、平成20年4月からの特別徴収対象被保険者とはなりません。当該対象者については、平成20年4月1日を基準日として抽出した特別徴収対象者の通知に基づいて処理を行い、特別徴収対象被保険者と特定された者については、平成20年10月から特別徴収が行われることとなります。

(4) 介護保険の取扱い

介護保険における平成19年10月捕捉は、通常どおり特別徴収追加候補者の通知となります。したがって、介護保険の特別徴収追加依頼の通知は、平成20年2月20日（2月25日）までに市町村から年金保険者へ通知することとなります。

※ カッコ内は地共済スケジュール

3. 特別徴収依頼処理結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された国保及び後期高齢の特別徴収依頼情報を基に、国保原簿・高齢者原簿をそれぞれ創成し、当該処理結果情報を平成20年3月31日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

(1) 国保原簿・高齢者原簿の創成

年金保険者は、市町村から経由機関を通じて通知された国保及び後期高齢の特別徴収依頼情報を基に、国保原簿・高齢者原簿を創成します。

(2) 特別徴収依頼処理結果の通知

年金保険者は、国保及び後期高齢の特別徴収依頼処理結果情報を平成20年3月31日までに、経由機関を通じて市町村へ通知します。

(3) 留意事項

① 年金保険者は、経由機関を通じて市町村から通知された者全員に係る処理結果を通知します。なお、対象者は次のいずれかに区分されます。

(ア) 特別徴収対象被保険者として受理された者

(イ) 特別徴収非対象者として受理された者

(ウ) 特別徴収依頼の通知の該当者で、年金給付の状態が失権、差止、支払年金額不足のいずれかにある者

(エ) 特別徴収依頼の通知において突合エラーが発生した者

なお、支払年金額不足の場合については、第2章4（3）①の※をご参照ください。

② 特別徴収依頼処理結果の通知の「処理結果」欄の設定について

年金保険者は、市町村が作成した情報に対して、「処理結果」欄に次のコードを設定します。なお、「処理結果コード」が「00」以外※の場合は、平成20年4月から平成20年8月までの間について特別徴収が行えないことから、特別徴収結果の通知は行われません。

※ 市町村が特別徴収非対象者として通知した者については、年金保険者から「処理結果コード」が「00」で通知された場合についても、特別徴収は行われません。

【「処理結果」欄の設定内容】

	内容		コード
特別徴収対象被保険者 又は特別徴収非対象者 として受理された者	正常		「00」
年金給付の状態が失権、 差止、支払年金額不足の いずれかに該当する者	失権	失権	「01」
		裁定取消	
	差止	差止	「02」
	支払年金額不足	支払保留	「03」
担保設定			
その他の年金諸変更			
特別徴収依頼の通知に おいて突合エラーが発 生した者	1レコード内単項目エラー		「50」
	相関エラー		「51」
	原簿突合エラー		「52」

【注1】

介護保険の特別徴収対象被保険者でないために、国保又は後期高齢の特別徴収依頼がエラーとなる場合（第4章 2（3）②参照）のコードは「51」となります。

(4) 介護保険の取扱い

平成19年10月捕捉に係る介護の特別徴収依頼処理結果の通知については、平成20年4月10日までに、経由機関を通じて市町村へ通知されることとなります。設定内容については、国保又は後期高齢と同様となります。

4. 特別徴収結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）、特別徴収各種異動の通知（市町村→経由機関→年金保険者）及び特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

国保及び後期高齢の特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知は、平成20年4月からは、第2章において記載したとおりです。したがって、当該通知は介護保険に係る当該通知とともに、経由機関を通じて行われることとなります。

(1) 留意事項

国保及び後期高齢の特別徴収各種異動の通知は平成20年4月より開始されることとなるため、平成20年4月から特別徴収を開始するための特別徴収依頼の通知以降平成20年4月までの資格喪失者等については、平成20年4月の特別徴収各種異動の通知により特別徴収中止手続きを行います。したがって、当該資格喪失者等については、平成20年4月の特別徴収は行われてしまい、平成20年6月の特別徴収で中止されることとなります。

(2) 介護保険の取扱い

介護保険においては、平成19年度中に行われる特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知については、現行と同様、年金保険者から市町村又は市町村から年金保険者へ通知されます。一方、平成20年4月以降に行われる特別徴収結果の通知、特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知については、年金保険者から経由機関を通じ市町村へ又は市町村から経由機関を通じ年金保険者へ通知されることとなります。

第4章 国保連合会における取扱いについて

1. 国保連合会における伝送時の取扱いについて

(1) 伝送仕様

交換情報を収載するハード仕様の項目とその内容は、以下の通りとします。

使用回線	I S D N (デジタル回線)
通信プロトコル	T C P / I P

(2) 伝送使用上の留意事項

①エラー時の対応

- ・ 伝送したファイルの読み込みエラー及びデータフォーマットエラーが通知された場合は、データの再作成、再送付を行う必要があります。

②セキュリティ

- ・ 国保連合会と接続した機器及びLAN環境を同時に他のネットワークに接続しないでください。(ネットワーク同士の相互乗り入れを前提としたLAN間接続は行わないでください。)
- ・ 国保連合会との接続は、登録した電話番号から行い、各々の市町村に送付された市町村IDとパスワードによる認証を行います。
- ・ パスワードは、市町村IDの払出時に国保連合会側で設定されますが、最初の接続時に市町村側の責任で任意な値に変更してください。
- ・ パスワードの定期的変更は市町村の責務となります。
- ・ パスワードを忘失した場合は、迅速に国保連合会に届け出、再発行等の処置を受けてください。

2. 国保連合会における磁気媒体の取扱いについて

1. 磁気媒体について

(1) ハード仕様

交換情報を収載するハード仕様の項目とその内容は以下の通りとします。

媒体	記録媒体	フォーマット形式
FD	3.5インチ	1.44MBのMS-DOSフォーマット
MO	230M、640M	MS-DOSフォーマット※ SuperFloppy形式
CD	CD-R（ディスクアットワンス）	CDFS
DVD	DVD-R（ディスクアットワンス）	DVD-R … UDF1.02

※MT、CGMTでの情報交換は不可となりますのでご留意願います。

2. 磁気媒体の取扱いについて

(1) 受付方法

国保連合会での交換情報（磁気媒体）の受付は、次の方法にて行われます。

①交換情報の受理

市町村より提出される交換情報を格納した磁気媒体、及び「送付票」を受理します。

②送付票と媒体の確認

「送付票」に記載された媒体数と、受理した磁気媒体の数を確認します。

③送付票への受付印の押印

「送付票」の受付印欄に受付印を押印します。

④交換情報のフォーマット変換

特別徴収経由機関サブシステムにより交換情報のフォーマット変換を行います。

媒体エラーまたはフォーマットエラーの場合、市町村への交換情報の再作成依頼を行います。

(2) 送付方法

国保連合会での交換情報（磁気媒体）の送付は、次の方法にて行われます。

①送付票出力

「送付票」を出力します。

②帳票枚数確認

「送付票」に記載された各種帳票の総枚数と、送付する帳票の総枚数を確認します。

③磁気媒体数確認

「送付票」に記載された磁気媒体の総数と、送付する磁気媒体の総数を確認します。

④発送

各種帳票及び磁気媒体を市町村別に仕分けし、各々「送付票」に記載された帳票・磁気媒体の数と送付する帳票・磁気媒体の数を確認を受け、各市町村へ送付します。

(3) 磁気媒体作成上の留意事項

①全般

- ・ 磁気媒体上のファイル名については、特別徴収経由機関サブシステムではチェックの対象外となります。
ただし、原則として同一月の交換情報としては同一ファイル名は使用せず、送付元で識別できる名称としてください。
- ・ 異なる市町村からの情報を1枚の媒体に混在させないでください。
- ・ 磁気媒体に格納するファイルはパスワード保護を行います。

②MO、フロッピーディスク、CD及びDVD

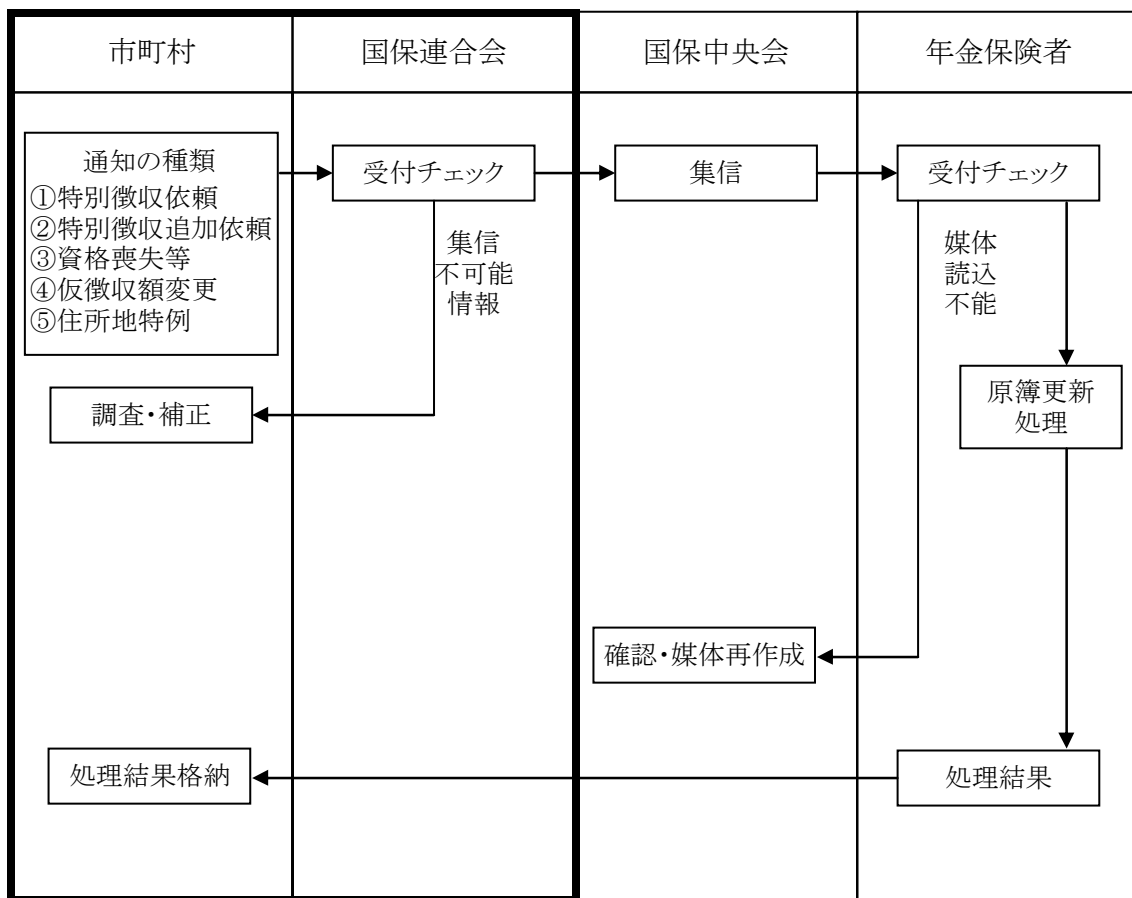
- ・ 媒体エラー及びデータフォーマットエラーが通知された場合は、データの再作成、再送付を行う必要があります。

3. 国保連合会におけるエラーの取り扱いについて

各市町村からの通知について、媒体不良等読み込み不能の場合や項目設定内容不良の場合には、当該通知による処理を行うことができないため、そのまま媒体（通知）を返戻することとなります。

また、こうした場合には適正な補正をした上で、改めて通知をしていただくこととなりますが、特別徴収依頼の通知において事故が生じた場合は、当該年度中の特別徴収が行えず普通徴収となるので注意が必要です。

各機関におけるエラーの取り扱い



(1) 受付チェック

市町村から回付された情報について、国保連合会にて受付チェックを行い、エラーとなる情報が収録されていた場合、返戻することとなります。

配信不可能情報のケースは、以下に示す通りです。

- ①媒体不良
- ②ハード仕様不良
(記録密度、トラック数の相違)
- ③ソフト仕様不良
 - ・ラベル不良
 - ・市町村コード相違
 - ・ファイル構成不良
 - ・ブロック長不良
 - ・レコード長不良
 - ・規定外文字使用、等
- ④1レコード内単項目チェック
 - ・数字項目におけるニューメリック不良
 - ・日付項目における実在日不良
 - ・コード・区分における存在不良
 - ・市町村コード存在不良
 - ・特別徴収義務者コード不該当
 - ・規定外文字使用、等
- ⑤1レコード内項目相関チェック
 - ・通知内容コードと各種区分、各種金額の相関不良、等
- ⑥レコード間相関チェック
 - ・ヘッダレコード・データレコード・トレイラレコードの相関不良、等

市町村と年金保険者の特別徴収通知スケジュール(年次)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市町村からの磁気媒体提出期限				16			
連合会／中央会				16 29			
年金保険者		23		31		22	
連合会／中央会		23 28				22 27	
市町村への引き渡し期限			31				30

年次処理

市町村と年金保険者の特別徴収通知スケジュール(月次)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
市町村からの磁気媒体提出	11	11	11	11	11	11	11	11	11
連合会／中央会	13, 19	13, 19	13, 19	13, 19	13, 19	13, 19	13, 19	13, 19	13, 19
年金保険者	20	20, 31	20, 30	20, 31	20, 31	20, 31	20, 31	20, 30	20
連合会／中央会		31, 5	30, 5	31, 5	31, 5	31, 5	31, 5	31, 5	30, 5
市町村への引き渡し			10	10	10	10	10	10	10

月次処理